

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律について

改正の背景

- 一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。
- 近年、公共用水域における水質事故が増加。

大気汚染防止法の改正の概要

①ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し

事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体からの改善命令等の発動要件を、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」から「継続してばい煙に係る排出基準超過の恐れがある場合」に見直し。

②ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽の記録、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を創設。

③事業者の責務の創設

事業者は、事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずる責務を創設。

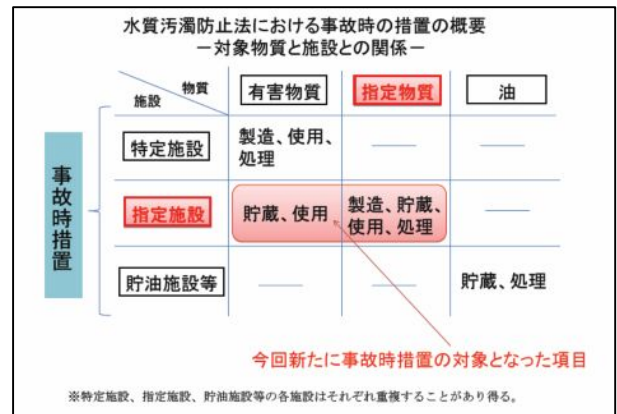
水質汚濁防止法の改正の概要

①事故時の措置の範囲の拡大

事故時の措置の対象物質を、これまでの有害物質及び油から、生活環境項目や排水基準の対象となっていない有害な物質（指定物質（※））に拡充するとともに、有害物質の貯蔵、使用、又は指定物質の製造、貯蔵、使用、処理する施設（指定施設）を設置する工場・事業場の設置者に対し、新たに事故により指定物質を含む水が排出された場合における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付け。

※「指定物質」：

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定められた、ホルムアルデヒド等 52 物質等をいう。



②排水の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

排水の汚染状態の測定結果の未記録、虚偽の記録、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を創設。また、新たに下記のとおり測定項目及び測定頻度の規定を創設。

測定項目	排水基準が定められている項目のうち、排出されるおそれがある項目
測定頻度	1年に1回以上（温泉を利用する旅館業における一部項目は3年に1回以上）
測定の時期	排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採水したものを測定

③事業者の責務の創設

事業者は、事業活動に伴う汚水等の公共用水域への排出等の状況を把握するとともに、当該汚水等による公共用水域等の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずる責務を創設。

◎指定物質一覧（52 物質）

No.	物質名	No.	物質名
1	ホルムアルデヒド	27	1,4-ジオキサン
2	ヒドラジン	28	トルエン
3	ヒドロキシルアミン	29	エピクロロヒドリン
4	過酸化水素	30	スチレン
5	塩化水素	31	キシレン
6	水酸化ナトリウム	32	p-ジクロロベンゼン
7	アクリロニトリル	33	フェノバルブ（BPMC）
8	水酸化カリウム	34	プロピザミド
9	塩化ビニルモノマー	35	クロロタロニル（TPN）
10	アクリルアミド	36	フェニトロチオン（MEP）
11	アクリル酸	37	イプロベンホス（IBP）
12	次亜塩素酸ナトリウム	38	イソプロチオラン
13	二硫化炭素	39	ダイアジノン
14	酢酸エチル	40	イソキサチオン
15	メチル-t-ブチルエーテル	41	クロルニトロフェン（CNP）
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	42	クロルピリホス
17	硫酸	43	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
18	ホスゲン	44	アラニカルブ
19	1,2-ジクロロプロパン	45	クロルデン
20	クロルスルホン酸	46	臭素
21	塩化チオニル	47	アルミニウム及びその化合物
22	クロルホルム	48	ニッケル及びその化合物
23	硫酸ジメチル	49	モリブデン及びその化合物
24	クロルピクリン	50	アンチモン及びその化合物
25	ジクロルボス（DDVP）	51	塩素酸及びその塩
26	オキシデプロホス（ESP）	52	臭素酸及びその塩

◎温泉を利用する旅館業において、測定回数が3年に1回となる項目

砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物
ふっ素及びその化合物	水素イオン濃度
銅含有量	亜鉛含有量
溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量
クロム含有量	—